

令和2年度「県外向け商品企画力向上事業企画・運営業務」 仕様書

1. 目的

青森県内食品事業者の県外向け商品企画力の向上及び販路開拓のため、商品企画のノウハウを学ぶ個別相談会を開催することとし、その企画・運営のため、令和2年度「県外向け商品企画力向上事業企画・運営業務」を委託により実施するものである。

2. 委託業務名

令和2年度「県外向け商品企画力向上事業企画・運営業務」

3. 委託期間

契約締結の日から令和3年2月26日までとする。

4. 委託業務の内容

(1) 審査・選定に係る業務

本事業応募事業者の中から参加事業者5者以上を県とともに選定する。参加事業者の選定は、来県するかWeb会議を行うかのどちらかで実施することとする。また、その際に使用する審査要領等を作成する。

(2) アドバイザー及びバイヤーの選定・調整業務

業務に必要なアドバイスを行うことができるアドバイザーを選定し、個別相談会への出席について調整する。

また、販路に応じたバイヤー等の候補を用意し、参加事業者の商品の評価を求める。

(3) 商品開発に係るコンセプト策定や企画案作成のための個別相談会開催業務

主に首都圏や西日本等で販売する商品の開発や改良に取り組む県内食品製造業者を対象に、商品開発手法やマーケティング等に関する指導を行い、県外向け商品の開発に向けたコンセプト策定や味、量目、価格設定、パッケージ作成等における課題解決等をフォローアップするため、個別相談会を開催し、継続的なアドバイス業務を行う。

①県内事業者の商品開発に係るコンセプト策定及び課題解決のために、参加事業者毎に個別相談会を3回以上開催し、新商品開発や既存商品の改良を支援する。

②3回の個別相談会終了後、各参加事業者が希望する販路のバイヤー等から商品の評価を受ける。

③バイヤー等から受けた評価のフィードバック個別相談会を行う。

④全相談会のうち、1回以上は青森市で開催するが、それ以外はWeb上での開催も認める。

⑤県内事業者に対して、新商品開発または既存商品の改良に導くようにサポートする。

⑥相談会開催後は、その都度その内容をまとめた報告書等を作成する。

⑦個別相談会の会場は委託業者が確保し、使用料を支払う。

(4) 報告書の作成

本業務で作成した企画案及び県内事業者へのアドバイスした内容をまとめた報告書を作成する。

- ・ 報告書（A4版）
- ・ 電子データを収録したCD-R

5. その他

業務の実施に当たっては、青森県と十分な連絡調整を行うものとする。

また、その他仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、青森県と協議するものとする。